

子どもの夢を応援します！



調布市芸術文化・スポーツ活動支援給付金支給事業

応募の手引き

調布市芸術文化・スポーツ活動支援給付金支給事業とは？

市では、調布市子ども条例の理念である「子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまち」をつくるために、調布市子ども・若者基金を設置し、地域の皆さまからいただいた寄附金等を積み立てています。

この基金を使って、調布市在住の18歳未満の子どもを対象に、芸術文化・スポーツ活動等の分野で過去4年度の間で全国規模の大会等に出場し、優秀な成績を収め、今後も芸術活動等を継続する予定のある方を応援する事業です。

【支給となる対象者】

1年以上継続して市内に住所を有している18歳未満の子どものうち、芸術文化・スポーツ活動の分野で、過去4年度の間 nationwide 規模の大会等に出場し、優秀な成績を収め、今後も活動を継続する予定があること。

【支給の要件】

支給となる対象者で以下の(1)～(3)のいずれかに該当していること。

- (1) 給付金の支給を受けようとする年度又はその前年度のいずれかの年度の市民税が非課税である者で構成する世帯に属していること。
- (2) 児童育成手当を受給する世帯に属していること。
- (3) 申請する年度又はその前年度のいずれかの年度で就学援助の対象となる世帯に属していること。

【給付対象となる経費】

給付金支払を受けた年度における大会への参加費用、用具代、遠征費その他日頃の芸術文化・スポーツ活動のために必要な費用で、市長が適当と認めるもの

【給付金額】

1件につき10万円まで。

※ ご指定いただいた口座へ振込みます。詳しくは、支給決定の際にご案内します。

【給付対象となる期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払われる上記の経費

※ 上記の期間に支払った対象経費の額が、支払を受けた給付金の額を下回る場合は、下回る金額の部分について、申請年度より前における費用に充てることも可能です。



【応募方法】

給付金は、1年度(4月から翌年3月末)に1回まで、対象者1人につき3回限りです。

募集期間内に、申請書類一式(必要な添付資料を含む)を調布市 子ども生活部子ども政策課(※)にご提出ください。郵送の場合は当日消印有効です。

なお、ご提出いただいた書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。必要な方は、提出前に写しをとってお手元に保管してください。

※ 書類の提出先は、5ページ【お申込み・お問い合わせ】をご覧ください。

【申請書類】

以下の書類を期限内にご提出ください。

- (1) 調布市芸術文化・スポーツ活動支援給付金支給申請書(第3号様式の1)
- (2) 過去4年度の間で出場した大会の概要
- (3) (2)の大会への申請者の出場状況及び結果がわかる資料

【選考方法】

書類審査により、申請した活動内容や経費が助成対象となる要件を満たしているかの確認を行い、交付を決定します。応募多数の場合は、活動実績、受賞歴、大会のレベル等により支給対象者を決定する予定です。

なお、申請内容の確認のために、活動実施状況などの聞き取りを行うことがあります。

また、調布市次世代育成支援協議会(※)の意見を参考にすることがあります。

※ 公募市民、学識経験者、保育・教育関係者及び関係団体の代表者で構成する協議会です。

【支給の決定】

審査結果は、支給の可否に関わらず申請者宛に文書でお知らせします。

【実績報告】

給付金の全額を使用したとき、又は給付金の交付を受けた年度が終了したときは、速やかに市に実績報告書をご提出ください。その際、給付金の使用を確認できる領収書等の根拠資料についても併せてご提出いただきますので、ご用意をお願いします。

詳細につきましては、支給決定の際にお知らせします。

【給付金の返還】

次の場合は、給付金支給の全部または一部を取り消し、既に支払い済みである場合は、給付金を返還していただきます。

- 1 偽りその他不正な手段により、給付金の支給を受けたとき。
- 2 給付金の支給決定の内容や条件、その他法令又は給付金の決定に基づく命令に違反したとき。〈例〉・実績報告書を提出しなかった。
- 3 このほか、市長が返還の必要を認めたとき。

給付金に残金が生じた場合は、活動状況等含め、確認させていただき、通知する期限までに返還していただきます。

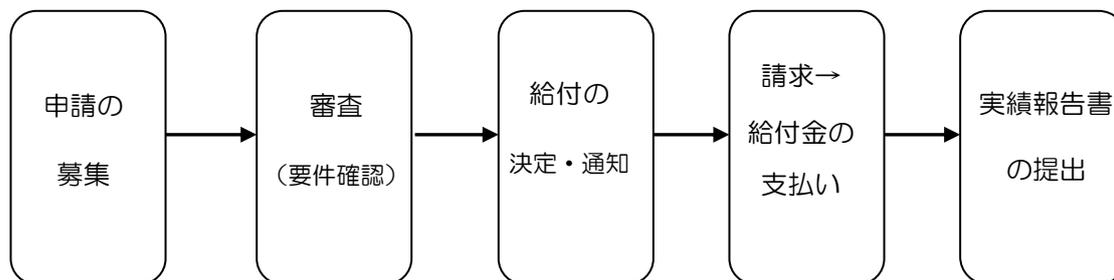
【申請前のご相談について】

「私は、申請できますか?」、 「この費用は給付対象になりますか?」、 「足りない書類はありませんか?」など、

給付金の申請に関するご質問・ご相談は、子ども政策課にお願いします。



【主な流れ】



【個人情報の取扱いについて】

個人情報の保護に関する法律に基づき、当助成事業への申請を通じて皆様からお預かりする個人情報は厳重に取り扱い、当助成事業の運営にのみ使用します。個人情報を申請者の承諾なく第三者に提供することはいたしません。

【お申込み・お問合せ】

〒182-8511 調布市小島町2-35-1
調布市 子ども生活部 子ども政策課（調布市役所3階）
電話042-481-7106・7757
FAX 042-499-6101
E-mail kodomo@city.chofu.lg.jp

☆支給申請書は、市のホームページ（<https://www.city.chofu.lg.jp>）からダウンロードすることもできます。

